

○酒田市下水道事業の工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程

(平成 29 年 3 月 29 日企業管理規程第 2 号)

改正 令和 8 年 2 月 6 日企業管理規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、酒田市下水道事業の契約に関する規程(平成 17 年企業管理規程第 16 号)が準用する酒田市契約規則(平成 17 年規則第 58 号。以下「規則」という。)第 26 条第 1 号に規定する指名競争入札に参加する者に必要な要件に関し必要な事項を定めるものとする。

(格付をする建設工事の種類等)

第 2 条 等級別格付については、酒田市工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程(平成 17 年告示第 20 号)を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、酒田市水道事業の工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程(平成 17 年企業管理規程第 17 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和 8 年 2 月 6 日企業管理規程第 1 号)

(施行期日)

1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、改正前の酒田市上下水道事業の工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程(平成 29 年 3 月 29 日企業管理規程第 2 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。